

平成27年度

施政方針



下松市

目 次

はじめに	1
第 1 章 健康福祉	2
1 保健・医療の充実	2
2 多様な福祉の充実	2
3 子育て環境の充実	3
第 2 章 生活環境	4
1 環境保全の推進	4
2 環境衛生の推進	4
3 安全安心の確保	5
第 3 章 都市建設	7
1 計画的な土地利用	7
2 都市基盤の整備	8
3 居住環境の充実	9
第 4 章 産業経済	10
1 農林水産業の振興	10
2 商工業の振興	11
3 観光の振興	12
第 5 章 教育文化	12
1 学校教育の充実	12
2 社会教育の推進	13
3 文化・スポーツの振興	14
第 6 章 地域経営	15
1 協働社会の形成	15
2 人権尊重の推進	15
3 健全な行財政運営	15

はじめに

平成27年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、施政方針を申し上げます。

わが国の社会経済情勢は、「金融・財政・成長戦略」の一体的推進により緩やかな回復基調の中、一部で個人消費等に弱さが見られるものの、総じて景況感が期待される動きとなっております。

一方で、消費税率引上げの先送りや急速な少子高齢化による人口急減などの諸課題が顕著となり、地方創生・地方再生という新たな政策実現のため、社会経済の構造的な好循環を創出する総合戦略を国・地方が連携し進めようとしております。

また、国税収入の見通しは、昨今の景気回復を背景に改善傾向にはあるものの、国家財政の健全化はいまだ道半ばの状況にあります。

このような状況の中、本市でも、市税収入の回復を期待はするものの、一般財源の確保は、今後も厳しいものと予測されます。しかしながら、総合計画に掲げる都市と自然のバランスのとれた住みよさ日本一の星ふるまちを実感し、安全・安心な市政を維持・実現するには、創意と工夫を持って各種施策を鋭意進めていかなければなりません。

本年度は、私の4期目任期の最終年度であり、総仕上げの年度と位置付け、これまで進めてきた大型プロジェクトの着実な実施、近年多発化する自然災害への備えや人口定住に向けた新たな地域政策を柱に、更なる市民生活の質の向上を想定したハード・ソフト事業の融合による高い市民力と地域力を創造・発信してまいります。

さらに、行財政改革による財政基盤の強化や将来を見据えた戦略的な事業展開を市民協働でまちづくりを進め、ゆとりとにぎわいを実感する市政の実現に努めてまいります。

本市の目指す日本一のまちづくりのため、「意識の改革、制度の改革、財政の改革」による「自主・自立の市政運営」に鋭意取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を推進するとともに、以下に掲げた諸施策を着実に推進してまいります。

第1章 健康福祉

1 保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進と医療の充実

すべての市民が健康で心豊かに生活できるよう、がん検診や健康相談、各種健康教室などの保健事業に取り組みます。

妊婦対象の母親学級を「仲間づくり」に重点を置くとともに、妊婦の歯科保健の充実のため医療機関での無料妊婦歯科健診を実施します。

国民健康保険は、医療費の適正化や国保税収納率の向上に努めるとともに、今後の医療費の増加に備えて基金を増額し、健全で安心した事業運営を目指します。

また、保健事業では、国保データベースシステムを活用し、特定健康診査や特定保健指導体制の充実を図り、生活習慣病の発症予防、進行防止に努め、被保険者の健康支援に取り組みます。

2 多様な福祉の充実

(1) 地域福祉体制の充実

地域福祉の充実を図るため、社会福祉協議会への助成や民生委員・児童委員への活動支援を行います。

「第三次ふくしプランくだまつ」を策定し、平成28年度からの地域福祉を計画的に推進します。

(2) 高齢者福祉・介護の充実

全国健康福祉祭やまぐち大会（ねんりんピック）は、本市では太極拳交流大会が開催されます。全国から参加される方々を「人情あふれるおもてなし」でお迎えし、開催を通して、生涯現役、健康長寿、新たな絆づくりを推進します。

また、介護保険料について、低所得者の負担軽減を図ります。

(3) 障害者福祉

障害者総合支援法に基づき、特性やニーズに応じたきめ細かいサービスを提供するとともに、総合支援学校生徒等の放課後や夏休み等の居場所の確保に努めます。

また、市道の段差解消のバリアフリー対策を推進するとともに、障害者が、災害時や緊急時に必要な支援や配慮が受けられるヘルプカードやコミュニケーションボードの普及・啓発を図ります。

3 子育て環境の充実

(1) 子育て支援の推進

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う事業計画に基づき、子育て支援の充実を図ります。

花岡保育園の運営は、民営化に向けた業務委託を実施し、移転先用地の取得を目指します。

増加する保育ニーズへの対応として、新たに、元日立宮前寮跡地に民間保育園を設置し、運営事業者を幅広く公募します。

利用者支援員を配置し、相談体制の強化を図ります。

新たに認可外保育施設入所児童保育料補助及びファミリーサポートセンター利用料補助の実施、小規模保育事業の推進、認定こども園への移行の促進等、受け入れ体制の整備を図ります。

多子世帯保育料等軽減事業は、対象年齢を3歳未満から就学前までに拡大し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。

老朽化した児童福祉センターの移転新設に向け、基本・実施設計を実施します。

(2) 幼児教育の充実

幼稚園就園奨励費、運営費及び保育料補助等を実施し、私立幼稚園の運営を支援します。

新たに多子世帯保育料等軽減事業を実施し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。

新制度に移行する幼稚園は、新たに施設型給付事業を実施します。

第2章 生活環境

1 環境保全の推進

(1) 環境負荷の低減

地球温暖化対策実行計画（第3期）に基づき、省資源、省エネに取り組むとともに、地球温暖化対策地域協議会と連携し、環境負荷低減の意識啓発を図ります。

(2) 環境美化の推進

廃棄物の不法投棄防止のため、定期的に環境パトロールを実施し、早期発見・早期回収に努めます。

野犬対策は、住民の情報収集に努め、県と合同パトロールを定期的に実施します。

(3) 市営墓地の管理

市営墓地を囲むカイズカの剪定及び支障木の伐採を行い、良好な景観を確保します。

墓地区画の適正管理のため、現地調査・台帳整理を行い、放置区画の返還を促進します。

2 環境衛生の推進

(1) ごみ処理と資源化

家庭ごみ収集運搬業務の民間委託は、1コース追加し8コースのうち7コースに拡大します。

スマートフォン用のごみ分別アプリケーションを導入し、ごみ収集カレンダーやごみ分別事典の利便性向上を図ります。

(2) し尿の収集・処理

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく事業計画により、適正なし尿処理体制を維持します。

衛生センターは、水処理施設を廃止し、し尿等を浄化センターへ全量圧送し、下水との一括処理を行います。

(3) 下水道の整備と管理

第8次基本実施計画に基づく管渠整備を進め、普及率向上に努めます。

汚水処理は、花岡、末武、久保第一、中部処理分区の面整備を推進するため、上地、下広石、望町、楠木町、二ノ瀬、中部地区の幹線整備を行い、人口普及率は、84.6パーセントとなる見込みです。

また、住吉町地区の合流函渠長寿命化のための更生工事を行います。

浸水対策は、竹屋川1号支線の用地取得、竹屋川2号・4号幹線基本設計を実施し、市道中央線雨水管設置工事等を行います。

浄化センターは、最初沈澱池設備等の更新工事を行います。

また、国の認可を受けた事業計画が本年度で終了するため、全体計画を含めた計画変更を行います。

3 安全安心の確保

(1) 消防体制の充実

消防職員・団員の資質の向上と意識改革を図るとともに、近年、頻発する自然災害に対応するため、消防施設や資機材の整備に努めます。

本年度は、水難救助隊の創設に向けた資機材の整備や隊員の養成を年次的に行うとともに、コンビナート災害対応の大型車両を更新します。

防火対象物・危険物施設等への立入検査を強化するとともに、住宅用火災警報器の設置率向上を図り、自主防火体制の強化に努めます。

救急体制は、救急車の適正利用や予防救急の推進、医療機関との連携を強化し、患者搬送の円滑化や救命率の向上を図るとともに、救急救命士を消防経験者から養成する等、救命士の体制強化に努めます。

消防防災拠点施設整備として、新庁舎の建設及び通信指令システムの導入を行います。

(2) 防災対策の推進

自然災害から市民の生命及び財産を守るため、「自助・共助・公助」の観点から、各公民館区での防災訓練や防災フェスタを実施するとともに、自主防災組織の結成及び活動を支援し、防災意識の高揚を図ります。

緊急時の災害情報伝達の充実を図るため、防災行政無線の整備に向けた基本・実施設計を実施します。

公共施設耐震化基本計画に基づき、公共施設の耐震化を進めます。

(3) 治水・治山対策

河川事業は、宮本川、高橋川等の準用河川や旧普通河川の改修工事を実施します。

県事業では、切戸川、坂本川、玉鶴川の改修工事、末武川の護岸補強工事が実施されるとともに、土砂災害対策として、二ノ瀬、青葉台の危険箇所の崩壊対策工事及び為弘地区の砂防ダムの建設が進められます。

浸水対策事業は、庁内連携のもと恋ヶ浜地区及び末武平野の内水氾濫の早期軽減に努めます。

また、ソフト対策として各種ハザードマップを活用した防災研修会を実施するとともに、公民館や集会所へ水防機材を配備し、より迅速な水防活動を図ります。

(4) 防犯・交通安全対策の充実

地域防犯ボランティアの育成と不審者情報の迅速な提供に努めつつ、公民館を拠点とする安全安心まちづくり活動や犯罪被害者への支援を行

います。

防犯灯のLED化を推進するため、助成灯数を増やすとともに、管球等取替費用の一部助成を行います。

防犯対策協議会を通して、防犯カメラを交差点等に設置し、犯罪や交通事故の起きにくい地域社会づくりを進めます。

交通安全対策は、年4回の交通安全運動期間を中心に、交通安全教育及び啓発活動に取り組みます。

交通安全施設の整備は、街路灯の計画的な建替改修を実施するとともに、通学路の危険箇所については、随時適切な対策を行います。

(5) 消費生活の向上

市民が身近に相談できる窓口として、消費生活センターの機能強化や消費者相談業務をさらに充実させるとともに、消費者の自立支援のため、市広報や出前講座による消費者教育に努めます。

悪質商法被害防止のため、通話録音装置の貸与事業を実施します。

第3章 都市建設

1 計画的な土地利用

(1) 土地利用の誘導

都市計画マスタープランに基づき、市街地の適正な開発や市街化調整区域の保全に努めます。

地籍調査は、来巻東周辺地区の地籍図及び地籍簿の作成等を実施するとともに、来巻南周辺地区の地元説明会、調査、測量等を実施します。

(2) 市街地整備

中部土地区画整理事業は、都市計画道路大海線築造、区画道路築造、玉鶴川橋梁架設、宅地整地工事及び建物移転補償を行います。

住居表示事業は、中部土地区画整理事業の区域及びその周辺地域の住居表示実施に向けた準備を行います。

また、昭和61年に住居表示を実施した旗岡地区の現況調査を行い、住居表示台帳を修正します。

2 都市基盤の整備

(1) 道路網の整備・管理

国道は、2号の電線共同溝工事が実施されます。

県道は、徳山下松線の荒神大橋及び切戸大橋の架け替え、瀬越下松線及び笠戸島線の拡幅が実施されます。

都市計画道路国道山手線（下松新南陽線）は、都市計画決定が変更され拡幅事業が進められます。

市道は、西条線及び花岡小通りの用地買収と補償を進め、中央線及び中心市街地の舗装改良、中村通り水路改良工事を実施します。

都市計画道路青木線は、本年度の完成を目指し、道路築造工事等を実施します。

都市計画道路大海線の平田川以西の整備については、事業認可手続、用地測量等を実施します。

橋りょう等は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、久保団地線山田大橋の補修工事を実施します。

維持管理は、道路パトロール及びボランティアへの材料支給を充実するなど、安全快適な道路環境の整備に努めます。

(2) 港湾機能の整備

港湾事業は、改訂された徳山下松港の港湾計画に基づき、整備が進められます。

海岸高潮対策は、洲鼻地区の離岸堤改良工事及び本浦地区の護岸改良工事が実施されます。

また、津波被害のガイドライン見直しによるハザードマップを活用し、

津波に関する情報提供を進めます。

(3) 上水道の整備と管理

水道施設の更新と効率化を進め、安全・安心な水道を目指します。

水圧・水量の改善のため、潮音町、大河内地区に連絡管を布設します。

老朽管更新事業は、県道笠戸島配水管、末武下配水管及び国道2号末武中横断管の更新を行います。

また、御屋敷山浄水場急速ろ過池（第2期）及び江の浦配水池の耐震改修工事を実施します。

3 居住環境の充実

(1) 緑地保全・都市緑化

心豊かな人づくり事業として、しだれ桜の写真コンテスト、カサブランカー鉢コンクールを開催するとともに、スポーツ公園・米泉湖周辺等にポピー・コスモス・菜の花・シャクナゲを植栽し、花いっぱいのまちづくりを進めます。

(2) 公園の整備と管理

利用者の安全・安心の確保のため、遊具・フェンスの改修を行います。

温水プールアクアピアこいじは、効率的な管理運営に努め、計画的に点検・補修を実施します。

(3) 都市景観形成

景観計画に基づくまちづくりを進めるとともに、景観ガイドラインを活用し、建築行為の届出・審査等を行います。

(4) 市営住宅の整備と管理

市営住宅長寿命化計画に基づき、生野屋市営住宅の建替えに向けた実施設計、解体、造成工事を行います。

既存住宅の長寿命化対策として、改修計画に基づく維持補修工事を実施するとともに、小深浦市営住宅の解体を行います。

(5) 空家等対策

「空家等対策の推進に関する特別措置法」で国が示した基本指針に基づき、空家等対策計画を策定します。

第4章 産業経済

1 農林水産業の振興

(1) 農業の振興

地産地消推進のため、学校給食での利用促進や生産量の確保、多様な担い手づくりの推進に努めます。

青年就農者や園芸農家の育成を図るために助成します。

地域で環境保全活動に取り組む活動組織へ、多面的機能支払交付金による支援を行います。

農業公園は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用し、ビオトープ等を整備します。

ため池は、県営危険ため池整備事業による改修や浚渫^{しゅんせつ}を実施します。

有害鳥獣による被害防止対策は、防護柵の設置や鳥獣被害対策実施隊による駆除活動を支援し、被害防除の充実に努めます。

(2) 林業の振興

市有林は、森林経営計画に基づき、作業路開設や間伐を実施し、適正な森林施業に努めます。

民有林は、森林施業の地域活動を支援し、計画的な整備を支援します。

(3) 水産業の振興

水産資源確保のため、たこつぼの投入、種苗の放流を行うとともに、県事業の内海^{ないかい}中部地区水域環境保全創造事業により、藻場の回復や漁場環境の改善に努めます。

また、県や漁業協同組合と連携し、水産業の振興に取り組みます。

水産振興基金協会は、栽培漁業センターの施設維持工事や今後を検討するための基本構想を策定します。

2 商工業の振興

(1) 産業の振興・企業誘致

産業活性化・企業誘致推進協議会の活動を促進しつつ、企業へのアンケート調査や企業訪問を行い、企業誘致活動に取り組みます。

中小企業活性化のため、周南地域地場産業振興センターの新商品、新技術の研究開発事業を支援します。

(2) 商工業の振興

制度融資の利用促進、保証料補給、小規模事業者経営改善資金利子補給などを実施し、中小企業の経営基盤強化、商工業の活性化を進めます。

商工会議所中小企業相談所に助成し、市内事業者の経営改善を支援します。

(3) 雇用と勤労者福祉

勤労者総合福祉センターの利用促進や中小企業の勤労者諸団体へ助成し、勤労者の健康・福祉の充実と勤労意欲の向上に努めます。

シルバー人材センターに助成し、高齢者の就業と交流の機会の確保や、生きがい対策の充実に努めます。

勤労者及び離職者の生活の安定を図るため、県と協調し、労働福祉金融制度の実施に取り組みます。

3 観光の振興

(1) 観光振興の推進

国民宿舎大城の建替えに向けた基本設計書等に基づき、既設宿舎の解体を行うとともに、本年度から建設工事に着手します。

家族旅行村の充実や県道笠戸島線沿いの園地防護柵設置等を整備するとともに、大城温泉花火大会の開催や周南広域観光連携推進協議会へ参画するなど、本市の観光振興に鋭意取り組みます。

また、観光協会等と連携した“元気づくり”くだまつ総踊り等の観光イベントへの支援、くだまつ観光・産業交流センターによる各種情報の発信や交流イベントの運営、下松フィルム・コミッションのロケ地誘致等の活動について助成します。

第5章 教育文化

1 学校教育の充実

(1) 小・中学校教育環境の充実

学校施設の耐震化は、下松小学校校舎改築のための実施設計及び準備工事、中村小学校屋内運動場の耐力度調査を行い、末武中学校建設事業では、今年の秋に新校舎が完成します。

学校の防災機能強化事業は、花岡小学校、東陽小学校、久保中学校の屋内運動場の非構造部材耐震補強工事を行います。

学校施設の環境整備は、公集小学校普通教室棟床改修工事、豊井小学校校舎外壁調査を行うとともに、教室不足が見込まれる公集小学校及び中村小学校の校舎増設のため、基本・実施設計を行います。

小学校給食センター建設事業は、建設工事に着手し、調理業務等委託業者の選定を行います。

(2) 小・中学校教育の推進

教育研究所の機能強化を図り、学習指導の実践研究や豊かな心を育む教育を推進するとともに、学校の総合力を高め、教育の質の向上を図るため、教職員の人材育成に努めます。

特別支援教育は、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、教員補助員を配置し、学習活動等を支援します。

国際教育は、外国語指導助手による小中学生の指導や中学生を海外に派遣する語学研修を実施するとともに、グローバル化に対応した英語教育を推進する体制を整備します。

地域と協働した学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度の在り方を調査研究し、コミュニティ・スクール導入を促進します。

2 社会教育の推進

(1) 青少年の健全育成

中学生のボランティア活動を支援・推進するため、学校や地域と連携し、健全育成の環境づくりに努めます。

安全・安心な子どもの居場所づくりの一環として、下松小、久保・東陽小、花岡小、公集小校区において放課後子ども教室を開設します。

ボーイスカウト日本連盟が主催する世界スカウトジャンボリーは、国内外から500人を超えるスカウトを受け入れ、本市ならではの歓迎交流事業を実施します。

(2) 生涯学習施設の充実

ほしらんどくだまつは、市民活動室や歴史民俗資料展示コーナーの活用による利用促進を図るとともに、図書館は、地域の情報拠点として、市民に親しまれる図書館を目指します。

スターピアくだまつは、経年劣化に対応した施設改修等を計画的に進めます。

公共施設耐震化基本計画に基づき、久保公民館の耐震化・老朽改修工

事を実施します。

(3) 生涯学習の推進

放送大学山口学習センターとの協働事業など、生涯学習の推進に努めるほか、公民館活動への支援や出前講座・生涯学習情報コーナーの活用など、生涯学習機会の拡充を図ります。

地域住民による公民館の管理運営を推進するため、深浦公民館に指定管理者制度を導入します。

3 文化・スポーツの振興

(1) 文化の振興と文化財保護

吹奏楽のつどいや市民美術展覧会の開催、自主的な文化活動・行事の支援など、市民文化の向上を図ります。

文化財愛護意識の啓発、指定文化財の適切な保存・管理を行い、貴重な文化財の保護に努めます。

(2) スポーツの推進

公共施設耐震化計画に基づき、市民体育館の耐震改修工事の実施設計を行います。

スポーツ推進計画に基づき、スポーツボランティアバンク設置事業を行い、市民との協働で「支える」スポーツの推進を図ります。

(3) 多様な交流の展開

笑い・花・童謡を柱とする心豊かな人づくり事業として、笑顔の写真コンテストや童謡フェスタなどを開催し、心の交流による笑顔あふれるまちづくりの推進に努めます。

また、昨年度制定した7月第4日曜日の「くだまつ親子の日」を定着させるため、様々な分野や世代を対象にした企画事業や啓発活動を展開します。

第6章 地域経営

1 協働社会の形成

(1) 市民参加と協働の推進

市民憲章サポーターの募集や「世代を超えて考えるフォーラム」を開催するなど、市民との協働を進めます。

(2) コミュニティの形成

自治会活動をはじめとするコミュニティ組織の充実のため、自治会活動助成制度を通し、地域に根ざした活動を支援します。

2 人権尊重の推進

(1) 人権の尊重・男女共同参画の推進

一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、関係諸団体と連携を図り、人権啓発、人権教育、人権相談を行います。

第四次男女共同参画プランに基づき、配偶者等からの暴力を許さない社会を目指します。

3 健全な行財政運営

(1) 地域経営としての行政運営

第三次行財政改革推進計画の実施項目を着実に推進し、実践には地域経営の視点から、時代背景の変化に即応できる行政運営に努めます。

人事評価制度の試行や職員研修を拡充し、組織・人材のレベルアップを図ります。

庁舎管理は、中央監視装置更新、外灯設備改修及び厚生棟外壁調査を実施します。

また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に取り組みます。

(2) 健全な財政運営

自主・自立の行財政運営を目指し、行財政改革を継続的に進めます。

後期基本計画を策定し、時代に即応した施策の選択と集中に努めるとともに、地方創生・地方再生を進める視点から、新たな総合戦略の策定に取り組めます。

新たな公会計制度や公共施設等総合管理計画の策定に取り組み、市有財産等の見える化や公共施設の適正配置等を進めます。

遊休市有地の売却など、多様な自主財源の確保に努めるとともに、収納率の向上のため、滞納処分の強化や納税環境の整備を進めます。

以上、平成27年度の諸議案を提出するに当たり、施政方針を述べさせていただきましたが、市議会議員各位をはじめ、市民の皆様のより一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成27年2月19日

下松市長 井川 成正